



### 第3章 相互協力・調査研究等

#### 第5条 (相互協力)

乙は、甲が行う公害防止に関する行政指導等に対し、積極的に協力するものとし、甲は、乙が行う公害防止に関する調査研究等について積極的に協力するものとする。

#### 第6条 (調査、研究等)

乙は、工場の運営が周辺的生活環境に及ぼす影響について、必要に応じ調査等を行うとともに、甲が行う環境の調査、研究等に積極的に協力するものとする。

### 第4章 立入調査及び資料の提出等

#### 第7条 (立入調査)

甲は、公害防止及び環境保全上必要と認めるときは、甲及び甲の必要と認めた者による工場の立入調査、測定等を行うことができるものとし、また、その必要な事項についての資料の提出及び協力を求めたときは、乙は速やかにこれに応じなければならない。

#### 第8条 (資料の保存及び提出)

1. 乙は、工場における公害及び廃棄物処理に係る記録を5年間保管するものとする。
2. 乙は、前項の規定及び第6条により行った調査、記録等について、甲が環境保全上その提出又は説明を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

### 第5章 公害の防止対策等

#### 第9条 (公害の防止対策)

1. 乙は、工場の運営に伴って発生し、又は発生するおそれのある公害の防止及び廃棄物の保管処理・処分等については、適正な措置を講ずるとともに、公害の発生を未然に防止するために、積極的に調査、研究に努めるものとする。
2. 乙が遵守すべき前条の個別の基準値及び対策については、公害諸法令並びに三重県生活環境の保全に関する条例等を遵守するほか、別に定める「付属協定書」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

### 第6章 事故時の措置

#### 第10条 (事故時の措置)

乙は、工場の施設に故障・破損等の事故が発生又は発生するおそれがあるときは直ちに応急の措置を講ずるとともに、公害発生のおそれがある場合は、甲にその状況を速やかに報告し、事故等の復旧に努めるものとする。

### 第7章 廃棄物の処理

#### 第11条 (廃棄物の処理)

乙は、公害発生のおそれのある廃棄物の処理計画について事前に甲と協議し、その指導に従うものとする。

### 第8章 公害防止施設の改善等

#### 第12条 (公害防止施設の改善等)

乙は、公害防止に関する技術開発の進展に伴い、各種の公害防止施設について積極

的にその改善を行い、「付属協定書」に定める各公害防止対策で定めた基準値により、さらに低減させるように努めるものとする。

## 第9章 公害担当機構及び監視測定体制の確立

### 第13条（公害担当機構及び監視測定体制の確立）

1. 乙は、公害防止対策を積極的に実施するため、工場内に公害担当機構を設置し、公害防止施設からの公害発生を未然に防止するために常時監視するとともに、公害防止施設の測定体制を確立し、測定結果を別に定める「付属協定書」に従い甲に報告するものとする。
2. 乙は、甲との連絡を密にするため、公害担当機構の中に連絡担当者を置くものとする。

### 第14条（責任体制等）

1. 乙は、この協定を適切に実施するための担当部門及び責任者を定める等、責任体制を明確にし、その充実に努めるものとする。
2. 乙は、前項の担当部門及び責任者等を定めたとき、又は変更したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## 第10章 公害原因調査及び被害補償等

### 第15条（公害原因調査及び被害補償等）

1. 工場周辺において乙の操業に起因すると思われる公害が発生した場合、甲（その委託を受けた機関を含む）は、速やかにその原因究明のための調査を実施するものとし、当該調査について、乙は、積極的に協力するものとする。
2. 前項の調査の結果、工場の操業に起因して住民の健康又は財産等に被害を与えたと認められるときは、乙の故意・過失の有無に関わらず、速やかにその加害原因を除去するとともに被害者に対し、被害補償の要求の協議に応じ、誠意を持ってその解決にあたるものとする。
3. 甲は、前項の問題の解決に積極的に取り組み、なお、その解決が不能と判断した場合は、公害紛争処理法に基づく処理に委ねるように両者に勧告するものとする。

## 第11章 違反時措置

### 第16条（違反時の措置）

1. 甲は、乙がこの協定に違反したと認めたときは、乙に対し、必要な措置をとることを勧告するものとし、乙はこれに従うものとする。
2. 前項の措置によっても、なお違反事実が継続して解消されないため重大な影響を及ぼすと甲が認めた場合は、甲は、それが解消されるまでの間、工場の操業の全部又は一部の停止若しくは短縮を命ずることができる。

## 第12章 工場の操業に関する企業等に対する責務

### 第17条（工場の操業に関する企業等に対する責務）

乙は、工場の操業に関して作業する者（以下「関連企業」という。）に対し、公害防止についての指導及び監督等を行うとともに、万一その者が工場における作業等に起因して公害を発生させたときは、乙の責任において関連企業（廃棄物排出事業所を含む）に対しこれを処理させるものとする。

### 第13章 環境整備

#### 第18条（環境整備）

乙は、工場内の環境美化及び環境整備等に努めるものとする。

### 第14章 公表

#### 第19条（公表）

1. 甲及び乙は、この協定に規定する諸事項について、第三者からの要請があったときは、事前に相手方の承諾を得たうえで公表することができるものとする。
2. 甲及び乙は、この協定の履行にあたり知り得た甲又は乙、乙の関連企業及び業務上の機密事項については、機密保持者への事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

### 第15章 地位の承継

#### 第20条（地位の承継）

1. 乙は、自己の管理又は所有に属する施設を第三者に譲渡し、又は貸与しようとするときは、予めその旨を甲に報告するものとする。
2. 前項の場合、乙よりその施設を承継した者は、この協定に規定する一切の地位を承継するものとする。

### 第16章 改定

#### 第21条（改定）

この協定に規定する事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議し改定するものとする。

### 第17章 協議

#### 第22条（協議）

この協定に基づく甲及び乙の取り決めについて疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議のうえ別に覚書で定めるものとする。

この協定成立の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市長 日 沖 靖

乙

## 環境保全付属協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日に甲及び乙が締結した環境保全協定書（以下「協定書」という。）第9条第2項の規定により、いなべ市 町 番地にある、乙の の環境保全に係る環境保全付属協定書を次のとおり定める。

### （ばい塵・粉塵の防止対策）

1. ばい塵、粉塵発生施設の排出基準は、次の排出基準以下とする。
  - ①発電用ボイラー 0.05 g/m<sup>3</sup>N (O<sub>2</sub> 6%換算値)
  - ②原料乾燥機 0.10 g/m<sup>3</sup>N (O<sub>2</sub> 16%換算値)
  - ③○○○○ 0.05 g/m<sup>3</sup>N (O<sub>2</sub> 10%換算値)
2. 上記以外の粉砕設備、出荷設備、その他の発塵設備からの排気中の含塵量は0.10 g/m<sup>3</sup>N以下とする。
3. 廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出基準は、次の排出基準以下とする。  
廃棄物処理施設（第○号ボイラー）0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下  
なお、廃棄物処理施設測定機関による測定を1回/年実施し、結果を甲に報告するものとする。
4. 降下ばい塵については、年平均で○○g以下とする。  
また、乙はこれを遵守し更に低減させるよう努めなければならない。
5. 粉塵装置の故障等により集塵効率が低下し、前各号に定める数値が維持できなくなったときは、操業を短縮し、又は一時停止する。
7. ○○の搬出入（廃棄物を含む）、製品の輸送時に粉塵の飛散防止のため、○○施設等、必要な箇所に設置してある被覆設備及び集塵装置等の管理については、万全の措置を講ずるものとする。
8. 建屋外の発塵設備には、散水設備、カバーフード、集塵装置等、適切な防塵施設を設置する。
9. ○○などのばい塵発生施設において、定期的に排出ガス中に含まれるばい塵量を測定し、その結果を記録し2ヶ月に1回報告する。
10. 構内道路には舗装を施し、車両等による発塵を防止する。
11. 有害物質については、関係法規に則った排出基準以下とする。

### （硫黄酸化物防止対策）

1. 発電用ボイラーから排出される硫黄酸化物の排出量を90 m<sup>3</sup>N/時間以下とする。
2. ○○○等から排出される硫黄酸化物の排出基準値については、関係法令で定める基準値以下とする。
3. 発電用ボイラー及び○○○排出ガスについては、各々の煙道において、定期的に硫黄酸化物を測定しその結果を記録し2ヶ月に1回報告する。

(水質汚濁防止対策)

1. 工場の排水口における水質基準については、次の水質を担保する。

①水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下
②生物化学的酸素要求量	25 mg/ℓ（日間平均20 mg/ℓ）以下
③化学的酸素要求量	25 mg/ℓ（日間平均20 mg/ℓ）以下
④浮遊物質量	90 mg/ℓ（日間平均70 mg/ℓ）以下
⑤大腸菌群数	3000個/cm <sup>3</sup> 以下
⑥ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/ℓ以下
⑦総窒素	15 mg/ℓ以下
⑧総磷	1.5 mg/ℓ以下
2. 重油の受入施設は漏油の生じない構造のものとし、不慮の油漏れに対処するため、乳化剤等油漏れ処理資材を常に整備しておくものとする。
3. 排出口において、定期的に水質検査を行い、その結果を2ヶ月に1回報告する。
4. 有害物質については、関係法令に則った排出基準値以下とする。

(騒音防止対策)

1. 工場の敷地境界線における騒音の基準は次のとおりとする。

①午前6時～午前8時までの間 及び午後7時～午後10時までの間	55 dB（A）以下
②午前8時～午後7時までの間	60 dB（A）以下
③午後10時～翌日の午前6時までの間	50 dB（A）以下

とし、更に低減させるよう努めなければならない。
2. 工場の施設から発生する騒音については、その大きさ音質発生頻度等に応じ、防音カバー、防音壁、防音上屋、サイレンサー等適切な防音措置を設置する。
3. 工場の敷地境界において定期的に騒音を測定し、その結果を記録し、4ヶ月に1回報告する。

(振動防止対策)

1. 工場の敷地境界における振動の基準は次のとおりとする。

①午前8時～午後7時までの間（昼間）	65 dB以下
②午後7時～翌日の午前8時までの間（夜間）	60 dB以下
2. 工場内の振動を発生させる施設については、適切な措置を講じ、振動を防止するよう努めるものとする。
3. 工場の敷地境界において定期的に振動を測定し、その結果を記録し、4ヶ月に1回報告する。

(廃棄物処理対策)

1. 乙は、乙が取得している廃棄物処分に係る許可証の写しを甲に提出するものとする。  
また、許可更新後は速やかにその写しを甲に提出するものとする。
2. 乙は、毎年6月末までに、その年の3月31日以前1年間に処理を行った廃棄物の処理実績を甲に報告するものとする。

(災害防止対策)

工場内には排水処理施設等の適切な措置を講じ、溢水及び災害の防止に努めるものとする。

(悪臭防止対策)

悪臭を防止するため悪臭物質の発生量の低減に努めるものとする。

(〇〇〇〇対策)

交通安全対策・土砂流出等防止対策・自然環境への対策・火薬等取扱いなど  
その他自社にて実施する環境保全に関する事項についても記入可  
(会社ぐるみで地域のボランティア活動への参加など自社での環境方針があれば)

(監視測定数値の報告)

監視測定数値については毎年6月末までに、その年の3月31日以前1年間に測定を行った数値を記録し、甲に報告する。

この付属協定成立の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえそれぞれその1通を保有する

令和 年 月 日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市長 日 沖 靖

乙

## 公害防止協定書の廃止について

いなべ市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、乙の  
の操業する工場の公害防止対策について、平成 年 月 日付、 町と乙との間で  
「公害防止協定書」を締結しているところであるが、社会情勢・関係法令等の改正等及び設  
備の廃止・増設等による事項を追加修正するため、令和 年 月 日付で新たに甲と  
乙の間で「環境保全協定書」を締結するため、現在締結している公害防止協定については、  
令和 年 月 日をもって廃止する。

この証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえそれぞれその 1 通を保有す  
る。

令和 年 月 日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜 3 1 番地

いなべ市長 日 沖 靖

乙